

佐賀県農林地崩壊防止事業実施要領

(趣旨)

第1条 佐賀県農林地崩壊防止事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）で定められたもののほか、事業の実施については、この要領で定めるところによる。

(定義)

第2条 要綱及びこの要領において、掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「農地」とは、耕作の用に供される土地をいい、現に耕作している土地であつて田畑および果樹園、特殊田畑ならびに休耕地（耕地の用に供される土地）を含むものとし、宅地内の家庭菜園は農地として取扱わないものとする。
- (2)「林地」とは、木竹が集団して生息している土地及び木材の集団的な生育に供される土地（主として農地または住宅地もしくはこれに準ずる土地として使用される土地を除く）をいう。
- (3)「人家」とは、人が住居の用に供している家屋（以下「家屋」という。）および作業場、その他人が生活していくに必要なものとみなされるものであつて家屋と一体となっているもの並びに工場等をいう。**人家戸数については、1世帯を1戸とする。**
- (4)「道路」とは、道路法（昭和21年法律第180号）の適用を受ける道路並びに林道及び農道をいう。
- (5)「公共施設」には、公民館、集会所等不特定多数の人が参集、利用する施設を含むものとする。
- (6)「重要な農業用施設」とは、ため池、頭首工、揚水機、堤防、橋梁水路及び選果場、集荷場等の共同利用施設をいう。

(保全対象の範囲)

第3条 保全対象の範囲は、崩壊の状況等により次の各項を基準として決定する。

- (1) 被災箇所の上流側は、上方及び横方向に引いた安息角線と地表面との交線によって囲まれる範囲
- (2) 被災箇所の下流側は、農地にあつては安息角線と地表面との交点を高さとし、林地にあつては崩壊及び崩壊危険地の直高を高さとしてそれぞれ高さの5倍の範囲。

(設計上留意すべき事項)

第4条 要綱第4条に規定する積算に係る工法については災害の原因、崩壊地の地形、地質排水状況、崩壊土砂量及び崩壊拡大の状況等を詳細に検討のうえ、次の各号に留意

し、決定するものとする。

- (1) 崩壊のおそれのある農地又は山腹に対しては、土留工を計画し、亀裂がある場合は、必要に応じ地表水の浸透防止するための水路工事を計画する。この場合、土留工は背後地の傾斜、土砂の状況及び基礎等を勘案して構造を決定する。(林地に係るもので重力式擁壁にあつては、原則として地上高3m以下とする。)
- (2) 地表水により浸食されるおそれがある場合は、水路工事により浸食を防止するものとする。
- (3) 落石のおそれがある場合は、必要最小限度の土留工および落石防止柵等により防止するとともに、状況によっては落石のおそれのあるものを取除く等処置するものとする。

(実績報告書)

- 第5条 農林事務所長は要綱第10条第2項に規定する実績報告書の提出があつたときは、竣工確認調査を実施し、その結果について竣工確認調査報告書(様式第1号)を添えて知事に進達しなければならない。
- 2 農林事務所長は要綱第10条第3項に規定する実績報告書の提出があつたときは、内容を確認し、速やかに知事に進達するものとする。

(補助金の交付)

- 第6条 要綱第11条第1項により概算払を行う場合は、箇所毎に工事の出来高の9割以内とし、当該工事が完了した後については全額を概算払いで支払うことができるものとする。
- 2 農林事務所長は、概算払の請求があつた場合は、原則、現地において出来高を確認し、その内容を付して知事に進達するものとする。

附 則

この要領は昭和53年度分の事業から適用する。

附 則

この要領は平成15年度分の事業から適用する。

附 則

この要領は平成20年度分の事業から適用する。

附 則

この要領は平成22年度分の事業から適用する。

附 則

この要領は平成30年度分の事業から適用する。

附 則

この要領は令和 2 年度分の事業から適用する。

附 則

この要領は令和 4 年度分の事業から適用する。